

京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例 の改正案の骨子について

1 改正の背景・目的

- 京都府では平成 28 年に、都道府県としては初めての移住促進と空家等活用に関する条例となる「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例」を制定し、市町村、関係機関等と連携しながら、農村部を中心とする良好な地域社会の維持・形成を図るため、空家及び耕作放棄地その他の農地の活用による移住を促進するとともに、地域住民の居住環境の保全に取り組んできたところです。
- しかしながら、場所にとらわれない働き方、住まい方の広がりに伴い、人々の価値観が大きく変化するとともに、コロナ禍を機に二地域居住の考え方に注目が集まるなど、移住に対するニーズが多様化しつつあります。
- こうした中、京都府としても、引き続き市町村、関係機関等と連携しながら、都市部も対象に含めて様々なニーズに対応した移住を促進するとともに、府域に移住してきた方や、いわゆる「関係人口」と称される方が活躍できる地域づくりを推進することにより更なる地域の活性化を図るため、条例を全面的に見直すこととするものです。
- なお、今後の情勢の変化等にも対応するため、見直し後の条例についても、5年間の時限を設けることとします。

2 主な改正内容

(1) 題名の改正

多様化した移住ニーズに対応することでより積極的に移住者を受け入れ、移住を促進するとともに、移住者及び「関係人口」が地域の活性化の担い手として活躍できる地域づくりを推進することを示すため、題名を「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（仮称）」に改正することとします。

(2) 基本理念の明記

京都府として、次に掲げる事項を基本に移住促進等の施策に取り組む旨を新たに盛り込みます。

- ・ 府内の人口減少をはじめとする社会情勢の変化を踏まえて多様化する移住の需要に対応するものであること。
- ・ 移住者及び地域の活性化の担い手として活動する「関係人口」の当該地域での活躍の実現に資するものであること。
- ・ 空家の活用をはじめとする移住促進等に資する事業を地域の特性に応じて展開するとともに、地域の活性化につなげるものであること。

- ・ 必要な情報を提供することで、府民及び事業者の移住促進等に対する関心と理解を深めること。
- ・ 関連する施策との適切かつ効果的な連携を図るとともに、地域及び市町村における創意工夫を生かしながら、国及び関係機関等と相互に協力し、総合的かつ計画的に推進すること。

(3) 移住に関する関係人口の位置づけ

府域で副業や二地域居住など地域の活性化の担い手として活動する「関係人口」についても条例上に位置づけ、移住促進等の施策の対象者として追加することとします。

(4) 移住促進特別区域の指定等

① 区域指定可能エリアの制限緩和

知事が、市町村長の申出に基づき、移住を特に促進する区域として「移住促進特別区域」を指定する際に、官報で公示された最近の国勢調査に基づく「人口集中地区」を除外している規定を削除することにより、市町村は、都市部や中心市街地の区域についても指定を申し出ることが可能となります。

なお、「移住促進特別区域」として指定済の区域については、改めて指定を申し出なくても、改正後条例の内容が適用されることとします。

② 京都府の支援措置

京都府として、「移住促進特別区域」内において、引き続き、次に掲げる支援措置を講じることとします。なお、移住者が従事する職業の多様化を受けて、空家と耕作放棄地をセットで活用する事業者に対して審査会を経て行う支援措置については、見直すこととします。

- ・ 空家バンクに登録された空家を居住用として取得する場合の不動産取得税の税率軽減（軽減率2分の1）
- ・ 上記登録空家の改修等に要する経費に対する、京都府予算の範囲内での補助金交付
- ・ 上記登録空家の取得、改修等に必要な資金調達に係る金利負担の軽減措置

(5) 移住者受入・活躍応援計画（仮称）の認定等

① 移住者等の仕事や活躍の場づくりに対する支援の新設

上記「移住促進特別区域」のうち、テーマを設定して、移住者や移住に関する関係人口の仕事や活躍の場づくり、移住者等と住民との交流促進等に取り組むことを明記した計画を市町村が策定し、基本理念に適合するものと認められる場合、知事は市町村長の申出に基づき、その計画を「移住者受入・活躍応援計画（仮称）」として認定することができる枠組みを新設することとします。

② 活躍応援計画に基づく京都府の支援措置

京都府として、通常の「移住促進特別区域」を対象とする支援措置に加えて、新たな支援措置を講じることができるようになります。

- ・ 市町村が区域内で行う、仕事や活躍の場づくりに対する支援
- ・ 活躍応援計画で市町村が設定したテーマに沿って、仕事や活躍の場づくりを行う事業者が、空家バンクに登録された空家を取得する場合の不動産取得税の税率軽減（軽減率は居住用取得時と同レベルを想定）

(6) その他の支援措置

京都府として、「移住促進特別区域」等への移住を促進するとともに、移住者等が活躍できる地域づくりを推進するため、改正後も引き続き、市町村と連携しながら、移住相談窓口等の移住関連の情報提供に取り組んでまいります。

3 今後の予定等

(1) 改正時期

令和3年6月京都府議会	骨子案の報告 パブリックコメントの実施
令和3年9月京都府議会	改正案の提案

(2) 施行時期

令和4年4月1日施行（予定）